

消防本部事務分掌

総務課

庶務係

- (1) 機密に関すること。
- (2) ほう章及び表彰に関すること。
- (3) 渉外に関すること。
- (4) 職員の服務、進退、賞罰及び身分に関すること。
- (5) 職員の人事及び給与並びに旅費に関すること。
- (6) 公平委員会に関すること。
- (7) 退職給与及び職員の共済に関すること。
- (8) 消防職員委員会に関すること。
- (9) 職員の研修及び教養に関すること。
- (10) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (11) 公務災害(通勤による災害を含む。)に関すること。
- (12) 公告式に関すること。
- (13) 重要な企画及び総合調整に関すること。
- (14) 条例、規則等の審査に関すること。
- (15) 公印の管守に関すること。
- (16) 文書の収受及び発送に関すること。
- (17) 完結文書の整理保存に関すること。
- (18) 公文書の公開に関すること。
- (19) 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (20) 行政不服審査会に関すること。
- (21) 応援協定に関すること。
- (22) 組合議会に関すること。
- (23) 事務引継ぎに関すること。
- (24) 訴訟事件の対応に関すること。
- (25) 事務の近代化に関すること。
- (26) 広報誌に関すること。
- (27) 消防長会に関すること。
- (28) 町村会に関すること。
- (29) 海部地方消防通信指令事務協議会に関すること。
- (30) 組合構成市村との連絡調整に関すること。
- (31) 課の庶務に関すること。
- (32) 他の課係の所管に属しないこと。

財務係

- (1) 組合財政全般の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 予算の編成及び予算統制並びに決算に関すること。
- (3) 支払に関すること。
- (4) 組合債に関すること。
- (5) 一時借入金に関すること。
- (6) 財政事情に関すること。
- (7) 組合財産に関すること。
- (8) 監査委員に関すること。

- (9) 物品の管理及び災害共済に関すること。
- (10) 物品の購入に関すること。
- (11) 貸与品に関すること。
- (12) 基金に関すること。
- (13) 契約に関すること。
- (14) 建築営繕に関すること。
- (15) 庁舎管理に関すること。
- (16) その他財務に関すること。

予防課

予防係

- (1) 消防同意に関すること。
- (2) 防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備の設置及び検査等に関すること。
- (3) 防火対象物の査察及び指導に関すること。
- (4) 火災の原因、損害の調査及び報告に関すること。
- (5) 火災予防運動の企画に関すること。
- (6) 火災統計に関すること。
- (7) 建築統計に関すること。
- (8) 火災予防条例に関すること。
- (9) 防火思想の普及計画に関すること。
- (10) 高齢者その他の災害弱者の防災指導に関すること。
- (11) 少年消防クラブに関すること。
- (12) 予防関係資器材の購入及び管理に関すること。
- (13) 分掌事務に係る契約に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。
- (15) その他一般予防に関すること。

危険物係

- (1) 危険物規制に関すること。
- (2) 危険物製造所等の火災の原因、損害の調査及び報告に関すること。
- (3) 危険物製造所等の査察及び指導に関すること。
- (4) 危険物の安全管理に関すること。
- (5) 危険物に係る火災予防条例に関すること。
- (6) 危険物の統計に関すること。
- (7) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質に関すること。
- (8) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に関すること。
- (9) 煙火の消費の許可等に関すること。
- (10) 危険物保安技術協会との連絡調整に関すること。
- (11) その他危険物に係る火災予防に関すること。

査察指導係

- (1) 防火対象物及び危険物製造所等の査察及び指導の総括に関すること。
- (2) 防火管理者に関すること。
- (3) 防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に関すること。
- (4) 防火対象物及び危険物製造所等の違反是正に関すること。
- (5) 火災の原因、損害の調査及び報告の総括に関すること。
- (6) その他査察及び防火指導に関すること。

消防課

消防係

- (1) 消防業務、救急業務及び救助業務(以下「消防業務等」という。)の企画及び調査に関すること。
- (2) 消防業務等の安全管理に関すること。
- (3) 消防隊、救急隊及び救助隊の運用に関すること。
- (4) 消防訓練、救急訓練及び救助訓練に関すること。
- (5) 消防隊員、救急隊員及び救助隊員の教育及び研修に関すること。
- (6) 消防訓練その他の訓練の指導に関すること。
- (7) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (8) 救急及び救助統計に関すること。
- (9) 救急救命士に関すること。
- (10) 消防、救急及び救助に関する被服及び装備品の購入及び貸与並びに管理に関すること。
- (11) 空地及び空家の管理並びに火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等(催物の開催を除く。)に係る火災予防条例に関すること。
- (12) 分掌事務に係る契約に関すること。
- (13) 本部署所の連絡調整に関すること。
- (14) 消防団との連絡調整に関すること。
- (15) 医療機関その他の救急関係機関との連絡調整に関すること。
- (16) 緊急消防援助隊に関すること。
- (17) 課の庶務に関すること。
- (18) その他消防業務に関すること。

機械係

- (1) 自動車及び原動機付自転車(以下「車両」という。)の購入に関すること。
- (2) 消防機械器具、救急機械器具、救助機械器具及び通信機械器具(以下「消防機械器具等」という。)並びに消防業務等に係る物品の購入に関すること。
- (3) 車両及び消防機械器具等の整備保全及び総括管理に関すること。
- (4) 消防機械器具等の取扱技術の指導に関すること。
- (5) 車両の燃料に関すること。
- (6) 分掌事務に係る契約に関すること。
- (7) その他消防機械器具等に関すること。